

事業主殿

富山労働局長登録教習機関
 林業・木材製造業労働災害防止協会
 富山県支部

【走行集材機械の運転業務に係る特別教育】

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、車両系林業機械は、間伐の促進や低コスト路網の整備・拡充により、今や木材伐出作業の中核的な地位を占める一方で、労働災害が増加傾向にあります。

このため、労働安全衛生規則の一部改正(平成25年11月29日付け厚生労働省令第125号)により、車両系林業機械である「伐木等機械」「走行集材機械」「簡易架線集材装置又は架線集材機械」の運転業務が新たに特別教育の対象となりました。

つきましては、下記のとおり標記特別教育(則36-6-3)を実施することといたしましたので、対象者はもれなく受講していただきますようご案内いたします。

記

1. 講習日時

令和4年 9月14日(水) 9:00 ~ 16:10

9月15日(木) 9:00 ~ 16:00

2. 講習場所

学科・実技共 富山県林業普及センター

中新川郡立山町吉峰3 TEL(076)483-2259

3. 募集人数

20人 ※定員に達し次第、締め切ります。

4. 講習科目・時間

区分	科目内容	時間	備考
学科教育 一 日 目	・関係法令	1時間	
	・走行集材機械に関する知識	1時間	
	・走行集材機械の作業に関する知識	2時間	
	・走行集材機械の運転に必要な一般事項に関する知識	1時間	
	・走行集材機械の走行及び作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	1時間	
実技教育 一 日 目	走行集材機械の走行の操作	2時間	
	走行集材機械の作業のための装置の操作	4時間	

※既に所持している資格等により免除出来る科目がございます。(別表1)をご確認ください。

5. 受講対象者 機械を操作する者若しくは操作する見込みのある者

6. 対象機種 フォワード、小型運材車、スキッド等

7. 申込み期間

令和4年7月29日(金)～8月26日(金)まで

8. 受講手続き

- (1)申込
- ①別紙申込書は申込先に郵送または持参してください。
 - ②写真1枚(2cm×3cm 6か月以内撮影、正面、脱帽)
※写真の裏に名前を記入し申込書に貼り付ける。
 - ③下記の受講料等は、受講票が届いてから、お振込みください。
※振込をされる前に、電話にて定員のご確認をされることをお勧め致します。
 - ④今後の新型コロナウイルスの感染状況の如何によって、講習会が中止になる場合があります。予めご了承ください。
 - ⑤科目の省略を受ける場合、該当技能講習等の修了証の写しを別添してください。

送金先 ◆振込手数料はご負担願います。

富山第一銀行 ニューセンター支店(普) 244663

(口座名) 林業木材製造業労働災害防止協会富山県支部

(2) 受講料 (別表1)をご確認ください。

(3) 申込先 **林業・木材製造業労働災害防止協会富山県支部**
〒930-2226 富山市八町 6931 番地 (富山県森林組合連合会内)
TEL (076) 434-3351 FAX (076) 434-1794

(4) 受講票 受講日の一週間前までにお手元に届くように発送いたします。

9. 修了証の発行 全時間受講修了者には修了証を発行いたします。

10. その他

- (1)昼食は各自ご用意願います。
(2)受講料は講習会中止の場合以外は、返納致しかねますのでご承知願います。
(3)受講にあたっては、必ずマスクを着用し、こまめに手洗い、うがいをしてください。また体調がすぐれない場合は受講を控えていただくようお願いいたします。

- 伐木等機械の運転の業務に係る特別教育
- 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育
- 簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育
(架線集材機械の運転の業務に係る特別教育)

講習受講申込書

※免除番号 号 受付第 号

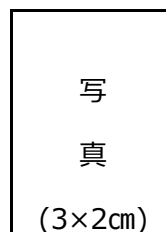
ふりがな		旧姓を使用した氏名等の併記の希望の有無	有・無
受講者氏名		併記を希望する氏名又は通称 <small>(希望無の場合には記載しない)</small>	
生年月日	昭和 年 月 日 平成		
現住所	〒 電話番号		
所 属	事業所名	担当者氏名	
	所在地	〒 電話番号	
保有する講習等	講習等名	交付年月日	交付機関名

令和 年 月 日

林業・木材製造業労働災害防止協会 富山県支部長 殿

(備考)

1. 証明写真(3cm×2cm)は1枚のみ必要。申込書に貼付けてください。(修了証用)
2. ※印は、記入しないでください。
※講習期間中は、受付で本人確認をしますので、受講票と一緒に、身分証明書(自動車免許証、健康保険証、住民票、パスポート等)をご提示のうえ、受付を済ませてください。身分証明書は、必ず原本を持参ください(コピーは不可)。
3. 科目の省略を受けることができる技能講習又は特別教育を修了している方は、その修了証のコピーを添付してください。



(別表1)

【令和4年度】

車両系木材伐出機械等特別教育に係る受講料一覧表

林災防富山県支部

走行集材機械の運転業務に係る特別教育			受講料	テキスト代
全科目	学科6時間+実技6時間	満18歳以上の者	40,033円	3,667円
免除①	学科5時間+実技6時間	伐木等機械特別教育修了者	37,833円	
免除②	学科6時間+実技3時間	車両系建設機械技能講習等修了者	26,833円	
免除③	学科5時間+実技3時間	車両系建設機械技能講習等及び伐木等機械特別教育修了者	24,633円	
免除⑨	学科4時間+実技3時間	車両系建設機械技能講習等及び簡易架線集材装置特別教育修了者	22,433円	

伐木等機械の運転業務に係る特別教育			受講料	テキスト代
全科目	学科6時間+実技6時間	満18歳以上の者	43,333円	3,667円
免除④	学科6時間+実技4時間	車両系建設機械技能講習等修了者	33,433円	
免除⑤	学科4時間+実技4時間	走行集材特別教育修了者	29,033円	

簡易架線集材装置等の運転業務に係る特別教育			受講料	テキスト代
全科目	学科6時間+実技8時間	満18歳以上の者	70,833円	3,667円
免除⑥	学科6時間+実技7時間	車両系建設機械技能講習等修了者	63,683円	
免除⑦	学科5時間+実技7時間	走行集材機械もしくは伐木等機械特別教育修了者	61,483円	
免除⑧	学科3時間+実技3時間	走行集材機械もしくは伐木等機械及び機械集材特別教育修了者	28,483円	

※受講料及びテキスト代には消費税10%が含まれております。 ※テキストは3区分共通です。

※車両系建設機械技能講習等修了者とは、車両系建設機械技能講習・小型車両系建設機械特別教育・不整地運搬車特別教育のいずれかを修了した者のこと。